

教育委員会会議録

令和2年4月14日（火） 午後2時00分 開会

午後2時55分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

長谷川洋教育長、広沢憲治委員、大須賀憲太委員、伊藤志のぶ委員、佐々憲一委員
塩谷育代委員

3 説明のため出席した職員

加藤千春事務局長、横井英行次長兼管理部長、小林整次学習教育部長
稲垣直樹教育管理監、山田知子総合教育センター所長、酒井寿幸総務課長
稲垣宏恭教育企画課長、高橋亮太財務施設課長、中田勝徳教職員課長
伊藤尚巳福利課長、大道伊津栄生涯学習課長、小島寿文高等学校教育課長
伊藤孝明義務教育課長、鈴木能成特別支援教育課長、岩田政久保健体育課長
佐藤孝総務課担当課長、星原秀晴総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

長谷川教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項（1）令和2年春の叙勲候補者の内定について、及び報告事項（2）教育委員会事務局職員及び公立学校教員の懲戒処分については、人事案件のため、非公開にて報告を受けることとした。

（1） 令和2年春の叙勲候補者の内定について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

（2） 教育委員会事務局職員及び公立学校教員の懲戒処分について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

（3） 令和2年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施結果について

小島高等学校教育課長が、令和2年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施結果について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

（伊藤委員）

ここ数年の傾向として、検査当日の欠席が増えているのか。

(小島高等学校教育課長)

昨年は415人、今年は523人と昨年に比べると増加しており、さらに1年前の平成30年度は467人、平成29年度には458人と現行制度が始まってからは一番多くなっている。しかしながら、さらに遡って見ていくと、平成23年度には540人、平成22年度には547人となっており、年によって違うという状況である。

(塩谷委員)

当日の欠席者が多くなる理由と合格後の辞退理由は何か。例えば私立高校に合格した後、公立高校に合格すると公立高校への進学が優先となるということはあるのか。

(小島高等学校教育課長)

欠席まではいかないが、保健室で受検している者はインフルエンザ、体調不良等の理由が多く報告されている。また、欠席について、よく聞く理由が、私立高校というよりも国立の高専に合格したからというものである。辞退理由については、把握していない。

- (4) 令和2年度県立特別支援学校の幼稚部及び高等部の入学者選考結果について鈴木特別支援教育課長が、令和2年度県立特別支援学校の幼稚部及び高等部の入学者選考結果について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(佐々委員)

選考結果の表中、高等部本科知的障害高等特支・校舎について募集人員162名に対し、志願者数291名と突出して多いが理由は何か。

(小林学習教育部長)

高等特別支援学校では、いわゆる産業教育、キャリア教育等高度な教育と職業訓練を行っており、就職100%を目指している。軽度の知的障害を持つ生徒の保護者からの期待が高く、人気がある。そのため募集人員を決めて選抜を行っている。

(大須賀委員)

不合格者が4校だけとなっている理由は何か。

(鈴木特別支援教育課長)

4校以外は、学校で教育相談を行い、入学する可能性のある生徒数を把握した上で募集計画を立てるが、その後中学校の進路指導もあり、最終的に特別支援学校を希望することもある。定員を設けていないこともあり、入学者選考の後、結果的に合格としている。

6 請願

請願第1号 園、学校における、手洗いのための水道の蛇口の栓について、「自動センサー水栓」にすることを求める請願

長谷川教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。
〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(大須賀委員)

学校において、手洗いの指導はどのように行われているか。

(岩田保健体育課長)

感染症予防及び食中毒予防の観点から、日常的に手洗いをを行うよう各学校において指導を行っている。

とりわけインフルエンザの流行前や今回の新型コロナウイルス感染症対策等、機会を捉えて保健だよりを含む保健教育を実施する等して指導を行っている。

手引書に各学校において予防すべき感染症の解説、学校給食の管理と指導等、正しい手洗いの方法について記載されている。手と一緒に蛇口を流水で流す等の記載があり、その内容について、現場で適切な指導が行われている。

(大須賀委員)

新型コロナウイルス感染において、予想のつかない事態となっている。そういった中、手の細かい洗い方について、初めて詳しく教えられた。専門家は今までも同じ事を言っていたようであり、手と一緒に蛇口を洗う事も指導されていたと思うが、一般社会で徹底されていたかということそうでないように思える。

コロナウイルスを乗り切ると、社会が予想より大きく変わり、場合によっては変わらなくてはいけないのではないかと感じる。個人的な意見であるが、非接触になっていくという意味でも、蛇口を触らなくても手が洗える環境もあった方が良く思っている。予算面で難しいかもしれないが、請願の趣旨に対して反対ではない。子どもたちの命と体を守ることであるため、ウイルス対策も念頭に置いた学校環境を目指していくべきである。

(長谷川教育長)

学校再開後にも、児童生徒の安全確保、感染拡大防止にしっかり取り組んでいく。

請願第2号 全国商業高等学校長協会会費同様、愛知県高等学校体育連盟分担金、愛知県高等学校文化連盟分担金、および愛知県学校保健会負担金についても、愛知県教育委員会（教育長）による支払い等を求める 請願
長谷川教育長が各委員に諮り、「賛成者少数」により本請願は不採択とされた。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(広沢委員)

保護者からの徴収金について、学校で適正に行われているかを教育委員会でも繰り返し確認・指導を行っていると聞いている。請願にあった3つの団体の分担金・負担金を保護者負担としている理由は何か。また、学校から徴収する金額はどのように決めていて、保護者への徴収のお知らせはどんな方法で行っているのか。

(岩田保健体育課長)

愛知県高等学校体育連盟は、各種大会の開催のみならず調査・研究、研修・講習会の開催や活動の指導・普及発展に関する資料の整備、提供等を行っている。また、愛知県高等学校文化連盟は、高等学校に係る文化活動に関する調査・研究文化に関する研修会、講習会及び鑑賞会等を行っており、いずれの活動も児童生徒に還元されるものと考えられる。学校保健会は、学校保健の普及充実及び向上発展を図ることを目的に、調査研究、事業の企画及び実践、学校保健関係者の研修等を行っており、その活動は同様に児童生徒に還元されるものと考えられる。

各学校では、教育活動に必要な生徒個人用の教材等、生徒に直接的に還元される経費等を、保護者から徴収しており、受益者負担の観点から、3つの団体の費用についても、児童生徒・保護者から学校徴収金として集めることは適当であると考えます。

(酒井総務課長)

3つの団体も関わる学校徴収金は、徴収の目的、徴収額等を協議する機関として、学校が保護者を含めた運営協議会を設置することとしており、そこで決定されている。

また、保護者へのお知らせについては、運営協議会により決定されたものを学校長、運営協議会長等の連名で通知している。また、保護者からの個別の質問等には学校がその都度答える等、対応している。

請願第3号 学校行事の見直し(縮小)等を求める請願

長谷川教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。
〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(伊藤委員)

新型コロナウイルス感染症への対応として、学校行事の見直しについては、現場でいろいろ考える必要があるところである。小学校・中学校の児童生徒も心配していると思うが、現時点で宿泊行事への対応はどのようになっているか。今後学校が再開した際、学校行事、特に宿泊行事で新型コロナウイルス感染症対策は必要と思うが、どのような対応をしていくことが必要と考えられているのか。

(伊藤義務教育課長)

3月9日時点の調査であるが、4月から6月に修学旅行を計画していた小学校167校のうち、延期が43校、検討中が113校であった。中学校では、287校のうち、延期が72校、検討中が194校であり、小学校・中学校いずれも中止の予定はなかった。

各学校に対しては、令和2年3月24日付け教保第1257号令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における教育活動の再開についての通知の中で、文部科学省の新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドラインを示し、いわゆる3つの密の状態を防ぐ教育活動を行うようにとされている。

その中で修学旅行については、その教育的意義や児童生徒の心情に配慮し中止ではなく延期を検討する等の配慮が、また、海外への修学旅行や研修旅行については情報収集に万全を期すことが求められている。

現在は臨時休業中であるが、今後、状況を見ながら、各学校において、年間行事予定や学習計画等を見直しながら適切に教育活動を行っていくこととなる。

7 議案

長谷川教育長が各委員に諮り、第15号議案 令和3年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準（案）については、審議会に諮る前の意思決定過程の情報であるため、非公開において審議することとした。

第14号議案 令和3年度使用県立学校（高等学校及び特別支援学校高等部）教科用図書採択の基本方針について

小島高等学校教育課長が、令和3年度使用県立学校（高等学校及び特別支援学校高等部）教科用図書採択の基本方針について請議。

長谷川教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第15号議案 令和3年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準（案）について

非公開において審議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

8 協議題

なし

9 教育長職務代理者の指名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、長谷川教育長が大須賀委員を教育長職務代理者に指名した。

10 その他

なし

11 特記事項

- (1) 審議に先立ち、新任事務局職員の自己紹介を行った。
- (2) 年度始めにあたり、長谷川教育長からあいさつがあった。
- (3) 長谷川教育長が今回の会議録署名人として伊藤委員を指名した。
- (4) 宮崎邦彦氏から、園、学校における、手洗いのための水道の蛇口の栓について、「自動センサー水栓」にすることを求める請願及び全国商業高等学校長協会会費同様、愛知県高等学校体育連盟分担金、愛知県高等学校文化連盟分担金、および愛知県学校保健会負担金についても、愛知県教育委員会（教育長）による支払い等を求める 請願について口頭陳述したい旨の申し出があり、

長谷川教育長が、前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。

(5) 傍聴人 4名